

富山県社会福祉協議会 離職介護人材再就職準備金の手引

貸与決定者用

平成31年4月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
健康・福祉人材センター

目 次

1. 離職介護人材再就職準備金貸与制度の概要	1
2. 離職介護人材再就職準備金手続き	
フローチャート	4
3. 手続き一覧表	5
4. 提出書類一覧表	6
5. 返還猶予期間について	7
6. 再就職準備金の返還と返還免除について	8
7. 提出様式	11
①口座振替書（様式第8号）	12
②再就職準備金借用書（様式第9号）	14
③再就職準備金返還計画書（様式第10号）	16
④再就職準備金返還猶予申請書（様式第12号）	18
⑤再就職準備金返還猶予申請書（再申請用）（様式第12号-2）	20
⑥就職・離職届（様式第13号）	22
⑦在職証明書（様式第14号）	24
⑧再就職準備金返還免除申請書（様式第16号）	26
⑨変更届（様式第18号）	28
⑩辞退届（様式第19号）	30
8. 離職介護人材再就職準備金貸与規程・施行要綱	33

離職介護人材再就職準備金貸与制度の概要

1. 貸与対象者

離職した介護人材のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する者であって、下記の条件にすべて該当する方。

- (1) 富山県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所・施設に介護職員等として就職した者
- (2) 介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (3) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修を修了した者
 - ③ 介護職員初任者研修を修了した者（介護職員基礎研修、訪問介護職員（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）
- (4) 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援を提供する事業所・施設、第一号訪問事業または第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就職した者
- (5) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間にあらかじめ富山県健康・福祉人材センターに氏名及び住所等の届出・登録をした者
- (6) 直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職する日までの期間が3か月以上ある者。ただし、県外で介護職員等として業務に従事していた場合はこの限りではない。

2. 貸与額及び貸与回数

- (1) 貸 与 額 400,000 円以内（一括交付）
- (2) 貸与回数 一人当たり一回限りとします。

3. 利子

貸与金は無利子とします。

4. 再就職準備金の返還免除

介護職員として就職した日から、富山県内の対象の事務所等において、2年間、介護職員等の業務に従事した場合は、貸与した再就職準備資金の返還を全額免除します。

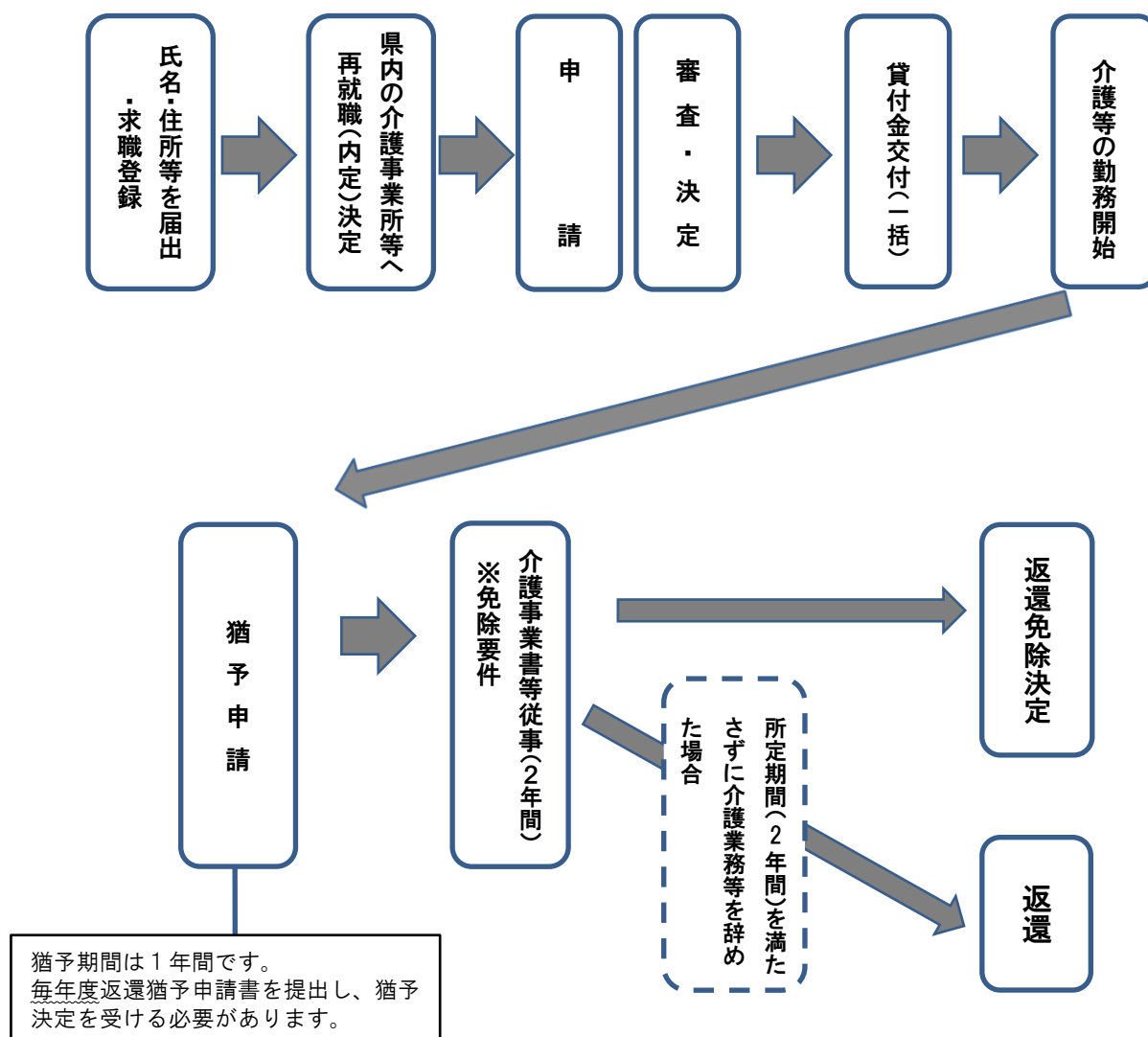
5. 再就職準備金の返還

- ① 県内で介護の業務に従事する意志がなくなったとき
- ② 県内で所定期間（2年間）業務に従事しなかったとき 等

6. 留意事項

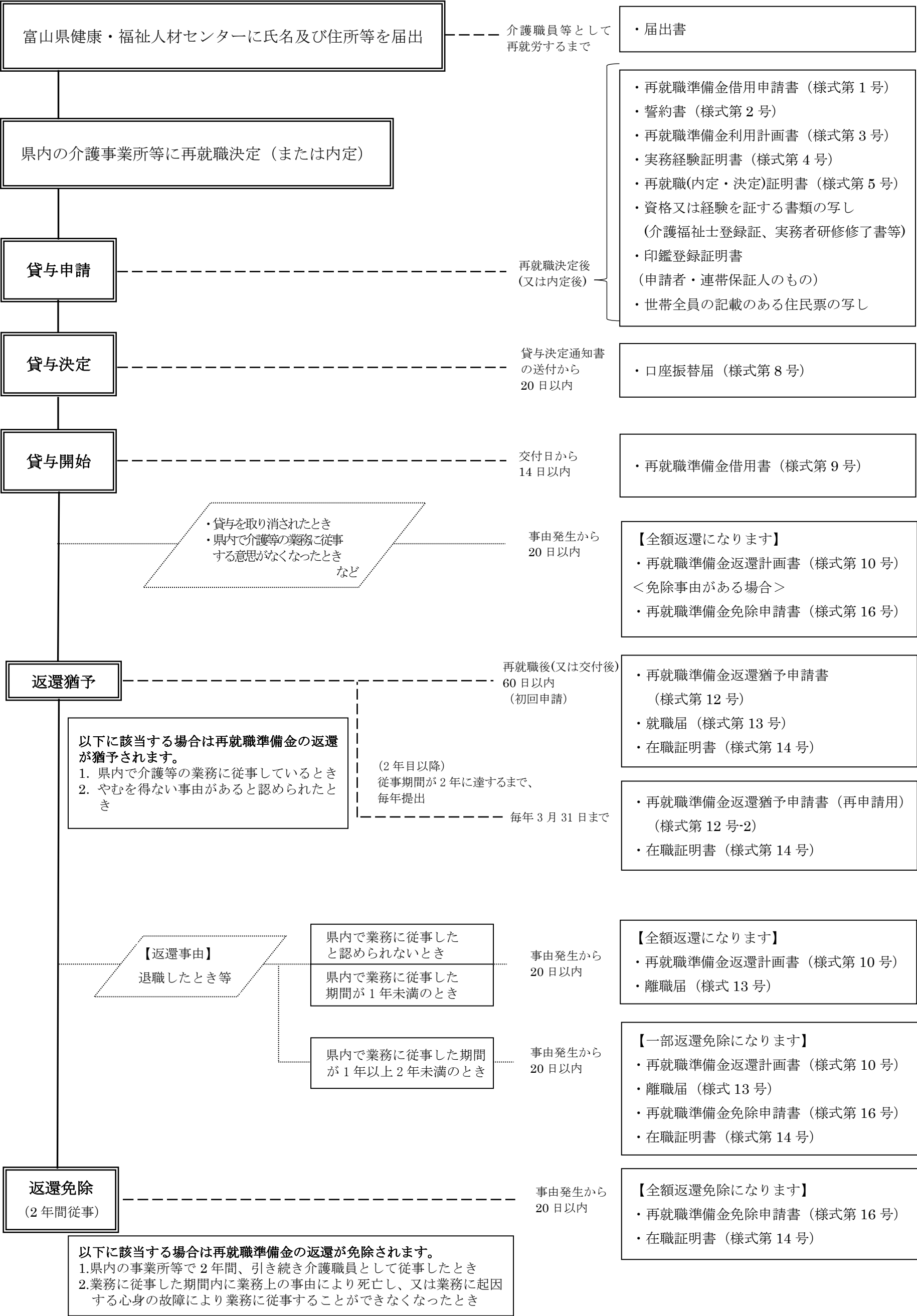
再就職準備に際して、生活福祉資金や母子寡婦福祉資金等から借入れをされた場合、併用貸付はできません。

【申請から返還免除までの流れ（モデル）】



※届出・求職登録方法は、富山県健康・福祉人材センターへお問い合わせください。

離職介護人材再就職準備金手続きフローチャート



手続き一覧表

区分	提出書類	取り扱い
貸与が決定したとき	・口座振替届(様式第 8 号)	再就職準備金の振込先を登録します。提出後、再就職準備金が交付されます。
再就職準備金が交付されたとき	・再就職準備金借用書（様式第 9 号）	交付日から 14 日以内に借用書を提出します。
県内で介護等の業務に従事することとなったとき（再就職開始）	・再就職準備金返還猶予申請書（様式第 12 号） ・就職届（様式第 13 号） ・在職証明書（様式第 14 号）	県内において介護等の業務に従事する場合は再就職準備金の返還が猶予されます。年度ごとに猶予要件を満たしているか確認し、猶予決定通知書（期間は 1 年間）を貸与者本人宛に送付します。
貸与を取り消されたとき 指定の業務に従事しないとき（他の業務に就職が決定したとき 等）	・再就職準備金返還計画書(様式第 10 号)	貸与を取り消されたとき、また指定の業務に従事することができない場合等は返還となり、一括又は月賦・半年賦により、再就職準備金を返還していただきます。
猶予決定期間（1 年間）が終了するとき （返還猶予の継続を希望するとき）	・再就職準備金返還猶予申請書（再申請用）（様式第 12 号-2） ・在職証明書(様式第 14 号)	猶予の再申請により、猶予要件を満たしているかを確認し、猶予決定通知書（猶予決定期間は 1 年間）を貸与者本人宛に送付します。業務に従事した期間が 2 年を経過するまでは、毎年この申請が必要となります。
県内で業務に従事した期間が 2 年を経過したとき	・再就職準備金返還免除申請書(様式第 16 号) ・在職証明書(様式第 14 号) ・休職証明書(休職期間がある者のみ) (※様式の指定はありません)	業務に従事した期間が 2 年を経過した場合は、返還免除申請書の提出により、再就職準備金の返還を全額免除します。
返還猶予期間中の離職、県外転出などにより猶予要件を満たさなくなったとき	・再就職準備金返還計画書（様式第 10 号） ・再就職準備金返還免除申請書（様式第 16 号）（※該当者のみ） ・離職届(様式第 13 号) { ※ 猶予要件を満たさない理由が、 } { 「離職」である場合 }	再就職準備金返還となります。貸与を受けた期間内（猶予を受けた期間があるときはその期間を合算した期間内）で、一括又は月賦・半年賦により返還していただきます。返還猶予の期間があるときは、一部を返還免除とすることがあります。該当する場合は返還免除申請書の提出が必要になります。
勤務先や貸与者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	・変更届(様式第 18 号) ・変更内容が確認できるもの	届出を受け、登録されている情報を修正します。
貸与を辞退しようとするとき	・再就職準備金借用書（様式第 9 号） 既に貸与している場合 ・辞退届（様式第 19 号）	再就職準備金の貸与決定を取消し、貸与済の再就職準備金がある場合は、速やかに再就職準備金を返還していただきます。

＜業務に従事＞富山県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として従事することです。

提出書類一覧表

提出書類名	提出時期	添付書類
口座振替届 (様式第 8 号)	① 誓約書提出時 ② 口座情報に変更があったとき (随時)	預金通帳の写し
再就職準備金借用書 (様式第 9 号)	再就職準備金交付後 14 日以内	なし ※印鑑証明と同じ印を使用のこと
再就職準備金返還計画書 (様式第 10 号)	① 再就職準備金の貸与が取り消されたとき ② 貸与後、返還事由が発生したとき	なし
再就職準備金返還猶予申請書 (様式第 12 号)	介護等の業務に従事した、又はしているとき (猶予期間 2 年目以降は再申請用の様式を使用すること)	在職証明書 (様式第 14 号)
再就職準備金返還猶予申請書 (再申請用) (様式第 12 号-2)	県内で介護等の業務に従事し、継続して返還猶予を受けようとするとき (返還猶予 2 年目以降)	在職証明書 (様式第 14 号) (<u>毎年度 3 月 31 日まで提出</u>)
就職・離職届 (様式第 13 号)	① 県内で就職し、介護等の業務に従事することとなったとき ② 退職したとき	在職証明書 (様式第 14 号) ※退職の場合は、離職日を証明する書類の写し (離職票の写しでも可) (※様式任意)
在職証明書 (様式第 14 号)	就職届や返還猶予再申請等、県内で介護等の業務に従事している事の証明が必要な場合	なし
再就職準備金返還免除申請書 (様式第 16 号)	① 従事期間が 2 年経過したとき ② 従事期間が 2 年を経過していないが、一部免除を申請する場合	在職証明書 (様式第 14 号) 休職証明書 (休職期間がある者のみ) (※様式任意)
変更届 (様式第 18 号)	貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先の名称及び所在地等に変更があったとき	連帯保証人の印鑑証明 (保証人に変更があった場合) 変更内容が確認できるもの
辞退届 (様式第 19 号)	貸与を辞退するとき	辞退する理由を証明する書類の写し (他奨学金等の受給決定通知等)

返還猶予期間について

返還猶予要件に該当し、再就職準備金の返還猶予を受ける場合の猶予期間は、以下のとおりとなります。

	猶予要件(猶予事由)	猶予期間
①	県内の事業所等において、介護職員等の業務に従事しているとき	業務に従事した期間が2年に達するまでの期間
②	その他災害・病気・負傷等やむを得ない事由があると認められる場合	※要相談

※表の①は、県内で業務に従事した期間が2年に達するまでの間としておりますが、その間育児休業その他により休職期間がある場合は、従事期間とはみなさないため、猶予期間を延長(休職期間に相当する月数)します。

- ◎ 猶予要件に該当しなくなった場合は、速やかに返還の手続きをとる必要があります。
- ◎ 猶予を受けている途中で勤務先の変更があった場合は「変更届(様式第18号)」と「就職・離職届(様式第13号)」により届け出てください。
- ◎ 休職期間がある場合は、猶予申請書提出時に在職証明書(様式第14号)と併せて休職証明書(様式任意・コピーでも可)を添付してください。

再就職準備金の返還と返還免除について

再就職準備金の返還は、県内において介護等の業務に2年間従事したときに全額免除されます。

《A：返還について》

貸与終了後、猶予要件に該当しない場合は、再就職準備金を返還していただきます。

〈1〉返還の一部免除

県内での介護職員等としての従事期間が1年以上あるとき、期間に応じて、返還額の一部を免除します。

【抜粋】

社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程施行要綱
第10条の3

会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が規程第9条第2項各号の規定に該当するに至ったときは、富山県内（以下「県内」という。）の事業所等において介護職員等として業務に従事した月数を、24で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

＜具体例＞

金40万円貸与後、2ヶ月後に県内で介護職員として就労したが、就労開始の1年6カ月後に結婚し、県外に転出した場合
⇒「介護職員等として業務に従事した月数」÷24×「返還すべき額＝40万円」
＝業務に従事した月数÷24×40万円
（例）18÷24×40万円＝30万円 ※端数切捨
⇒30万円を一部免除し、残り10万円を返還する。

〈2〉返還期間

1年以内（返還決定を受けた月の翌月から開始）

〈3〉返還方法

〈2〉の返還期間内に一時払い又は割賦方式（月賦・半年賦）により返還

《B：返還免除について》

県内において介護等の業務に従事した期間が2年に達したときは再就職準備金の返還が全額免除されます。

＜参考＞ 再就職準備金の返還債務の免除に係る対象業務

1. 富山県内（又は東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）において、下記の職種・施設で業務に従事すること

＜職種＞

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者とされる職種

＜施設＞

県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業所若しくは第一号通所事業を実施する事業所

2. 全国を区域とする下記等の国立施設において業務に従事すること

(1) 国立障害者リハビリテーションセンター

(2) 国立児童自立支援施設

など

提 出 様 式

◎ 様式はコピーして使用してください。

様式第 8 号

口 座 振 替 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

再就職準備金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関													(店 番)		
	銀行												支店 出張所		
指定口座	預貯金種目	1 普通		口座番号											
		2 当座		(左づめで記入)											
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ														

(添付書類) 通帳の名義、口座番号、支店名が記載されている
ページの写し

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第8号

口座振替届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇

住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 花子 (印)

電話番号 XXX-XXX-XXXX

再就職準備金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	〇〇 銀行		〇× 出張所		(支店)			(店番)		
指定口座	預貯金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号 (左づめで記入)			1	1	1	1	1
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ	ト ヤ マ	ハ ナ コ							
	富山 花子									

ゆうちょ銀行を指定の場合3ケタの番号を記入してください。

姓と名の間は1字空けてください。

《振込先の指定》

- 振込先として指定する口座は、**本人名義**のものに限ります。
- 届け出た口座情報に変更があったときは、再度「口座振替届」を提出してください。
- 万一、登録された口座情報に誤りがあったときは、速やかに富山県社会福祉協議会まで連絡してください。
- 口座情報（金融機関名（支店名、店番）、口座名義人、口座番号等）が記載してあるページの写しを添付してください。

様式第 9 号

収	入
印	紙

再就職準備金借用書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程により、再就職準備金を下記のとおり借用いたしました。
下記金額を、同規程の方法に従い返済いたします。

借 用 日	年 月 日
借用金額	金 円

注 1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとする

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 9 号

再 就 業 準 備 金 借 用 書

収入
印紙

借用総額に応じ、収入印紙を貼付ください。貼付後、必ず割印（印紙と文書の両方にかかるように押印）をしてください。

○○年○月△日

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届（様式第 18 号）」にて変更の届出を行ってから提出してください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇

住 所 〒XXX-XXXX

氏 名 富山 花子

連帯保証人住所 〒XXX-XXXX

氏 名 北陸 一郎

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(実印)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(実印)

必ず**実印**で押印すること

社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程により、再就職準備金を下記のとおり借用いたしました。

下記金額を、同規程の方法に従い返済いたします

借 用 日	〇〇年 〇月〇〇日
借用金額	金 4 0 0 , 0 0 0 円

注 1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとする

《参考》印紙税額

借用総額	収入印紙金額
10 万円以下	200 円
10 万円を越え 50 万円以下	400 円

様式第 10 号

再就職準備金返還計画書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

次のとおり再就職準備金を返還したいので、承認してくださるようお願いいたします。

1 借入総額		円
2 免除承認額		円
3 返還債務額		円
4 返還方法		
一時払	割賦方法	
	半年賦	円 (1回の返還額) 回
	月 賦	円 (1回の返還額) 回
5 返還期間	年 月から 年 月まで	

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 10 号

再就職準備金返還計画書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (実印)
電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
連帯保証人 住所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 北陸 一郎 (実印)
電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届(様式第18号)」にて変更の届出を行ってから提出してください。
必ず実印で押印してください。

次のとおり再就職準備金を返還したいので、承認して下さるようお願いします。

1 借入総額	金400,000 円
2 免除承認額	0 円
3 返還債務額	金400,000 円
4 返還方法.	
一時払 割賦方法	
半年賦 200,000 円 (1回の返還額)	2 回
月 賦 円 (1回の返還額)	回
5 返還期間	平成〇〇年〇月から平成〇△年△月まで

業務に従事した期間によって金額が決定します。詳細は7ページ「再就職準備金の返還と返還免除について」を参照してください。

借入総額から免除承認額を差し引いた金額を記入してください。

詳細は7ページ「再就職準備金の返還と返還免除について」を参照してください。

・ 一時払での返還の場合は記入不要です。
・ 割賦方式での返還の場合、返還期間は1年以内とします。返還の開始は原則として返還事由が発生した月とします。

様式第 12 号

再就職準備金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

再就職準備金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の再就職準備金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間 ※再就職をした当初月を含む。
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。) ① 県内に事業所等において、介護職員等の業務に従事しているため ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由 :)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 14 号) 等) を添付すること。

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 12 号

再就職準備金返還猶予申請書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

借入総額を記入

再就職準備金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の再就職準備金の額	金 400, 000 円
猶予を受けようとする期間	〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで 〇月間 ※再就職をした当初月を含む。
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。)	
① 県内に事業所等において、介護職員等の業務に従事しているため	
② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため	
(理由 :)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 14 号) 等)
を添付すること。

②の理由で再就職準備金の返還が猶予できるのは、
災害、病気、その他やむを得ない事由があると認められる場合 のみです。
(猶予期間…要相談)

様式第 12 号-2

再就職準備金返還猶予申請書（再申請用）

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

再就職準備金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の再就職準備金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間 ※再就職をした当初月を含む。
猶予を受けようとする理由（該当する番号に○を付けてください。） ① 県内に事業所等において、介護職員等の業務に従事しているため ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由：)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 14 号）等）を添付すること。

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 12 号-2

再就職準備金返還猶予申請書 (再申請用)

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (印)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

再就職準備金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の再就職準備金の額	金 400,000 円
猶予を受けようとする期間	〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで 〇月間 ※再就職をした当初月を含む。
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。)	
① 県内に事業所等において、介護職員等の業務に従事しているため	
② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由 :)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 14 号) 等)
を添付すること。

借入総額を記入

②の理由で再就職準備金の返還が猶予できるのは、
災害、病気、その他やむを得ない事由があると認められる場合 のみです。
(猶予期間…要相談)

様式第 13 号

就 職 ・ 離 職 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(申請者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり 就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職 の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
	年 月 日		〒

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 13 号

〇〇年〇月△日

就 職 ・ 離 職 届

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者

決定番号 H〇〇-〇〇

住 所 〒XXX-XXXX

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

富山 花子 (実印)

連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

北陸 一郎 (実印)

就職・離職のどちらの届出にも使用できる様式となっています。あてはまる方を○で囲んでください。

下記のとおり就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職 の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
就職	〇年〇月〇日	特別養護老人ホーム 〇〇〇苑	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届（様式第 18 号）」にて変更の届出を行ってから提出してください。
必ず**実印**で押印してください。

様式第 14 号

在 職 証 明 書

氏 名
住 所 〒

上記の者は、 年 月 日から
 年 月 日まで

当法人の施設で介護等の業務をしていることを証明する。

(在職期間 日、業務に従事した期間 日)

年 月 日

施設の所在地

施設の種類

施 設 名

法 人 名

代表者名

印

【記入例・記入要領】

様式第 14 号

(離職介護人材再就職準備金貸与)

在 職 証 明 書

氏名 富山 花子
住所 〒XXX-XXXX
○○○○○○○○○○○○

上記の者は、 ○年○月○日から
○年○月○日まで

当法人の施設で介護等の業務をしていることを証明する。
(在職期間 225 日、業務に従事した期間 200 日)

○×年××月△△日

施設の所在地 ○○市△△△××番地
施設の種類 特別養護老人ホーム
施 設 名 ○○○苑
法 人 名 △△△△△△
代表者名 △△ △△△ 印

この様式は、再就職準備金の貸与を受けた者が県内の施設において、介護等の業務に従事していることを証明するための様式です。法人の押印（公印）を受け、返還猶予申請書、就職届等の添付書類として提出してください。育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその期間を記入し、休職証明書（様式任意）とあわせて提出してください。

《休職期間がある場合の記入》
育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその旨を記入し、休職証明書（様式任意）と併せて提出してください。
(記入例)
・ 育児休業：○△年○月～○△年×月

様式第 16 号

再就職準備金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名 印
電話番号 (自宅)
(携帯)

再就職準備金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免 除 申 請 額				円
借 入 総 額				円
返 還 債 務 額				円
免除を受けようとする理由				
県 内 に お け る 業 務 従 事 経 歴				
勤務先名称	職 種	勤 務 期 間		
		年 月 日から	年 月 日まで	
		年 月 日から	年 月 日まで	
		年 月 日から	年 月 日まで	
		年 月 日から	年 月 日まで	
育児休業	有・無	年 月 日から	年 月 日まで	
休 職	有・無	年 月 日から	年 月 日まで	
停 職	有・無	年 月 日から	年 月 日まで	
その他これらに準ずる休業	有・無	年 月 日から	年 月 日まで	

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 14 号）、育休・産休・その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

様式第 16 号

再就職準備金返還免除申請書

〇〇年〇月△日

(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 HOO-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
氏 名 富山 花子 印
電話番号 XXX-XXX-XXXX

再就職準備金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

県内において介護職員等の業務に2年従事した場合は全額返還免除となりますので、借入総額全額を記入してください。

一部免除になる場合は業務に従事した期間によって金額が決定しますので詳細は7ページ「再就職準備金の返還と返還免除について」を参照してください。

免除申請額	金 400,000 円		
借入総額	金 400,000 円		
返還債務額	0 円		
免除を受けようとする理由	県内において介護職員等の業務に 2年間従事したため		
県内における業務従事経歴			
勤務先名称	職種	勤務期間	
特別養護老人ホーム 〇〇〇苑	介護職員	〇〇年〇月〇日から 〇△年△月〇日まで	
施設の種別＋施設名 で記入してください。			
育児休業	有・無	〇×年△月△日から	×〇年〇月△日まで
休 職	有・無	年 月 日から	年 月 日まで
停 職	有・無	年 月 日から	年 月 日まで
その他これら に準ずる休業	有・無	年 月 日から	年 月 日まで

借入総額から免除申請額を差し引いた金額を記入してください。

該当する場合
に記入し、その
証明書を添付
してください。

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 14 号）、育休・産休その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

様式第 18 号

変 更 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 18 号

変 更 届

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申請者 決定番号 H〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (実印)
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 北陸 一郎 (実印)

実印で押印してください。

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
住所	〇〇年〇月〇日	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〒XXX-XXXX △△△△△△△△
電話番号	〇〇年〇月〇日	XXX-XXX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
	年 月 日		

《変更の届出》

下記の事項に変更があった場合はこの様式により届出願います。
変更内容のわかるものを添付してください。(住民票、運転免許証の写し等)

- ・ 氏名 (姓の変更)
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 勤務先名称
- ・ 勤務先住所
- ・ 連帯保証人氏名 (この場合は必ず印鑑証明を添付すること)
- ・ 連帯保証人住所 (この場合は必ず印鑑証明を添付すること)
- ・ 連帯保証人電話番号

様式第 19 号

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿
(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号
(本人自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(本人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり再就職準備金の貸与を受けることを辞退します。

辞 退 の 理 由

【記入例・記入要領】

(離職介護人材再就職準備金貸与)

様式第 19 号

辞 退 届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

(富山県健康・福祉人材センター)

申 請 者 決定番号 H〇〇-〇〇

住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 花子 (実印)

電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連帯保証人 住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 北陸 一郎 (実印)

電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届（様式第18号）」にて変更の届出を行ってから提出してください。

必ず実印で押印してください。

下記のとおり再就職準備金の貸与を受けることを辞退します。

辞退の理由
介護の業務に従事しないこととしたため。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
離職介護人材再就職準備金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、離職した介護人材のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、離職介護人材再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸与を実施し、富山県内（以下「県内」という。）における福祉・介護人材の確保並びに定着を支援することを目的とする。

(再就職準備金の貸与)

第2条 社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）は、県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所・施設に介護職員等として就職した者であって、次の各号の要件をいずれも満たす者に対し、再就職準備金を貸与することができる。

- (1) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同法第115条第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修を修了した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- (3) 県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就職した者
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間に、予め、富山県健康・福祉人材センターに氏名及び住所等の届出・登録を行い、かつ、再就職準備金借用申請書（様式第1号）を提出した者
- (5) 直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職する日までの期間が3か月以上ある者。ただし、県外で介護職員等として業務に従事していた場合はこの限りではない。

(貸与対象経費及び貸与額)

- 第3条 貸与対象経費は、介護職員等として再就職を行うにあたって会長が必要と認める費用とする。
- 2 再就職準備金の貸与額は、400,000円と貸与対象者が会長に提出した再就職準備金利用計画書（様式第3号）に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
 - 3 貸与回数は、一人当たり一回限りとする。
 - 4 貸与する再就職準備金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第4条 再就職準備金の貸与を受けようとする者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。この場合において、再就職準備金の貸与を受けようとする者が未成年者であるとき、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。

(貸与の取消し)

第5条 会長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、再就職準備金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (2) 貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他貸与することが適当でないと認められるとき。

(理由の提示)

第6条 会長は、前条の規定により再就職準備金の貸与を取り消すときは、貸与を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第7条 再就職準備金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、再就職準備金を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により、再就職準備金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 再就職準備金の貸与を受けた者が県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等の国立施設において介護職員等の業務に従事する場合及び東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において介護職員等の業務に従事する場合は、県内の区域に含めるものとする。以下同じ。）の事業所等において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は県内の事業所等において介護職員等の業務に従事しなくなったとき。

(返還の猶予)

第8条 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、再就職準備金の返還を猶予することができる。

- (1) 県内の事業所等において、介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、再就職準備金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 県内の事業所等において介護職員等として就労した日から、要綱で定める期間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。

なお、従事する事業所等の法人における人事異動等により、再就職準備金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、県内において介護職員等の業務に従事した期間に含めるものとする。

- (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、再就職準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により再就職準備金を返還することが困難になったとき。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等再就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
- (4) 県内において1年以上、介護職員等の業務に従事したとき。

(延滞利息)

第 10 条 再就職準備金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて再就職準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができる。

(要綱への委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会離職介護人材再就職準備金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）離職介護人材再就職準備金貸与規程（以下、「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(再就職準備金申請手続等)

第2条 再就職準備金の貸与を受けようとする者は、再就職準備金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに県社協会長（以下「会長」という）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 再就職準備金利用計画書（様式第3号）
- (3) 実務経験証明書（様式第4号）
- (4) 再就職(内定・決定)証明書（様式第5号）
- (5) 介護福祉士登録証又は実務者研修修了証明書若しくは初任者研修修了証明書の写し
- (6) 印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人のもの）
- (7) 住民票の写し（個人番号のみを省略した申請者・連帯保証人の世帯全員のもの）
- (8) 所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収票の写し等）

(貸与決定等)

第3条 会長は、前条第1項の規定により申請書等が提出された場合は、申請者に再就職準備金貸与決定通知書（様式第6号）又は再就職準備金貸与不承認決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 会長は、予算の範囲内で貸与決定を行うこととし、予算を超える申請があった場合は貸付決定を行わないものとする。

3 申請者は、前項の再就職準備金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に、口座振替届（様式第8号）を会長に提出するものとする。

(資金の貸与)

第4条 再就職準備金は、一括交付とする。

(連帯保証人)

第5条 規程第4条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であつて、会長が適当と認める者とする。

2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。

(再就職準備金借用書の提出)

第6条 再就職準備金の貸与を受けた者は、交付日から14日以内に、連帯保証人と連署の上、再就職準備金借用書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

(返還の方法)

第7条 規程第7条の規定により再就職準備金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に再就職準備金返還計画書（様式第10号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 会長は、再就職準備金の返還を承認する際は、貸与者に対し再就職準備金返還決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 再就職準備金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(再就職準備金返還猶予申請書)

第 8 条 規程第 8 条に規定する再就職準備金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から 60 日以内に再就職準備金返還猶予申請書(様式第 12 号)、就職届(様式第 13 号)及び在職証明書(様式第 14 号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、再就職準備金の猶予を承認する際は、貸与者に対し再就職準備金返還猶予決定通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。

(返還の猶予期間)

第 9 条 規程第 8 条の規定により再就職準備金の返還を猶予する期間は、1 年以内とする。ただし、更にその事由が継続するときは、3 年を限度として猶予の期間を延長することができる。

(返還の免除)

第 10 条 規程第 9 条第 1 号で定める期間は 2 年(在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上)とする。

2 ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事している者に係る在職期間については、市町村又は有料職業紹介所等に登録した期間を含めて差し支えないものとし、同時に 2 以上の市町村等において業務に従事した期間は、1 の期間として計算して通算しないものとする。

3 会長は、再就職準備金の貸与を受けた者が規程第 9 条第 2 項各号の規定に該当するに至ったときは、富山県内(以下「県内」という。)の事業所等において介護職員等として業務に従事した月数を、24 で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

(再就職準備金返還免除申請書)

第 11 条 規程第 9 条に規定する再就職準備金の返還の免除を受けようとする者は、同条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する事由の生じた日から 20 日以内に再就職準備金返還免除申請書(様式第 16 号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、再就職準備金の免除を承認する際は、貸与者に対し再就職準備金返還免除決定通知書(様式第 17 号)により通知するものとする。

(従事期間の計算)

第 12 条 規程第 9 条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日の属する月から終了した日の属する月までを算入するものとする。

2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業(以下この項において「育児休業等」という。)の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を 1 月として控除するものとする。

(届出)

第 13 条 再就職準備金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署の上、直ちに、会長に届け出るものとする。

- (1) 再就職準備金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (2) 再就職準備金の貸与を辞退しようとするとき。
- (3) 勤務に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
- (4) 県内において介護等の業務に就職または離職したとき。
- (5) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。

2 再就職準備金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱で定めるもののほか、再就職準備金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

《問合せ先》

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県健康・福祉人材センター

(無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005)

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532